濟圏の確立

（ロ）官民協力による計畫經濟の遂行特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備

（ハ）綜合經濟力の發展を目標とする財政計畫並に金融統制の確立強化

（ニ）世界新情勢に對應する貿易政策の刷新

（ホ）國民生活必需物資特に主要食糧の自給方策の確立

（ヘ）重要産業特に重、化學工業及び機械工業の劃期的發展

（ト）科學の劃期的振興並に生産の合理化

（チ）內外の新情勢に對應する交通運輸施設の整備擴充

（リ）綜合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立

4　國是遂行の原動力たる國民の資質、體力の向上並に人口增加に關する恒久的方策特に農業及び農家の安定發展に關する根本方策を樹立す

5　國策の遂行に伴ふ國民犧牲の不均衡の是正を斷行し厚生的諸施策の徹底を期すると共に國民生活を刷新し眞に忍苦十年時艱克服に適應する質實剛健なる國民生活の水準を確保す

尙、基本國策要綱中に言及されてゐる國土開發計畫の確立については今春來企畫院を中心に政府各機關の間で研究立案されてゐる日滿支を一環とする國土計畫として具體化せられる筈で、人口の無制限なる都市集中の防止、都市農村間の人口配分の適正化、國內及び東亞圏諸國への移民計畫等を包含することになつてゐる。

厚生省豫防局の精神健康調査の中間報告

厚生省豫防局に於ては千葉及び埼玉縣下の某村に對し部落の精神健康調査を實施したが、その中間報告を揭ぐれば次の如くである。

精神病の全人口に對する百分率は次の如くであるが

	千葉縣	埼玉縣
全人口	一、八九七	二、二二八
精神薄弱	一・四二	二・六六
精神分裂病	〇・四二	〇・五一
躁鬱病	—	〇・〇五
癲癇	〇・一一	〇・四七
進行性麻痺	〇・〇五	〇・〇五
病的人格	〇・九〇	一・一〇
其の他	〇・五一	〇・五六
全精神病者	三・四六	五・三〇

しかし精神病は各病氣に依つて發病の危險年齡を異にするので之を顧慮して右の率を修正すれば埼玉縣の某村に於ては次の如くとなる。

精神分裂病	〇・九九
躁鬱病	〇・一四
癲癇	〇・六五
進行性麻痺	〇・〇五

因みに此の數字は此處に居住する人が一生の間にそれぞれ前記の疾患に幾何の率に於て罹患するかを示すものである。

未經驗勞働者（男子）初給賃金の公定

厚生省勞働局に於ては賃金統制令第五條第一項の規定による滿十二歲以上滿二十歲未滿の未經驗勞働者（男子）の初給賃金公定に就きかねて立案中であつたが、昭和十五年八月一日よりいよ〳〵公定實施のはこびを見るに到つた。その公定額一覽表は別揭の如くである。

尙、女子に就ても同じく本年十月一日公定の豫定で、その基準額も亦別揭の如くである。

記

一　一日ノ總就業時間（休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ）十時間以內ノ場合ニ於ケル最高額及最低額ハ別表ノ最高額及最低額ノ範圍內ニ於テ之ヲ定ムルコト

二　特別ノ事情ニ依リ必要アルトキハ地域又ハ事業ヲ限リ前號ニ拘ラズ最高額又ハ最低額ヲ定ムルコトヲ得ルコト

三　事業主ノ都合ニ依ラズシテ一日ノ總就業時間ガ所定就業時間ニ滿タザル場合ニ於テハ第一號又ハ前號ノ最低額ヲ下ルコトヲ得ルモノト定ムルコト

四　一日ノ總就業時間十時間ヲ超ユル場合ハ十時間ヲ超ユル一時間毎ニ第一號又ハ第二號ノ最高額ニ其ノ十分ノ一ニ相當スル額（一時間未滿ノ就業ニ付テハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額）ヲ加算シタルモノヲ以テ最高額ト定ムルコト

五　請負給制ノ場合ニ於ケル最高額及最低額ハ月額ニ依ルモノトスルコト

右最高額、最低額ハ毎月（賃金締切日ノ定アル場合ハ其ノ最終賃金締切日前一月、雇入後一月ニ滿タザル場合ハ其ノ期間）ノ稼働日毎ニ前各號ニ依リ算出シタル最高額、最低額ノ合計ヲ以テ最高額、最低額トスルコト

未經驗勞働者（男子）初給賃金公定額一覽表

昭和十五年八月　厚生省勞働局

一、工場

府縣＼年齡階級	十二歲以上十三歲未滿	十三歲以上十四歲未滿	十四歲以上十五歲未滿	十五歲以上十六歲未滿	十六歲以上十七歲未滿	十七歲以上十八歲未滿	十八歲以上十九歲未滿	十九歲以上二十歲未滿
東京、神奈川、大阪、福岡	78 六五 52	85 七〇 55	91 七五 59	104 八五 66	117 九五 73	130 一〇五 80	143 一一五 87	156 一二五 94
愛知（名古屋市以外の地域）	72 六〇 50	79 六五 53	85 七〇 57	92 七五 62	104 八五 69	117 九五 73	130 一〇五 76	143 一一五 83
兵庫（山陽沿線其の他の地域）	78 六五 52	85 七〇 55	91 七五 59	104 八五 66	117 九五 73	130 一〇五 80	143 一一五 87	156 一二五 90
北海道、福島、茨城、栃木、群馬、富山、岐阜、新潟、靜岡、三重、京都、岡山、廣島、山口	72 六〇 48	79 六五 51	85 七〇 55	92 七五 58	104 八五 66	117 九五 73	130 一〇五 80	143 一一五 87
滋賀、奈良、和歌山、愛媛	66 五五 48	73 六〇 51	79 六五 55	86 七〇 58	98 八〇 66	111 九〇 73	124 一〇〇 80	137 一一〇 87
埼玉（川口市其の他の地域）	78 六五 52	85 七〇 55	91 七五 59	104 八五 66	117 九五 73	130 一〇五 80	143 一一五 87	156 一二五 94
千葉（市川市行德町其の他の地域）	78 六五 52	85 七〇 55	91 七五 59	103 八四 65	115 九二 71	127 一〇二 77	139 一一一 83	151 一二〇 89
長崎（金屬、機械器具工業其の他の工業）	78 六五 52	85 七〇 55	91 七五 59	104 八五 66	117 九五 73	130 一〇五 80	143 一一五 87	156 一二五 94
青森、岩手、宮城、秋田、山形、石川、福井、山梨、長野、鳥取、島根、德島、香川、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿兒島、沖繩	72 六〇 48	79 六五 51	85 七〇 55	92 七五 58	104 八五 66	117 九五 73	130 一〇五 80	143 一一五 87

三、鑛山坑外夫

事業別＼年齡階級（最高最低及標準額）	十二歲以上十三歲未滿	十三歲以上十四歲未滿	十四歲以上十五歲未滿	十五歲以上十六歲未滿	十六歲以上十七歲未滿	十七歲以上十八歲未滿	十八歲以上十九歲未滿	十九歲以上二十歲未滿
石炭山、金屬山、其他の非金屬山	最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高	最高
北海道	七錢	八四錢	九六錢	一〇九錢	一三錢	一四錢	一五九錢	一七八錢
宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、長崎、山口、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩各縣	七五	八四	九六	一〇九	一三	一四	一五九	一七八
東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、愛知、靜岡、山梨、岐阜、長野、京都、大阪、兵庫、奈良、三重、滋賀、福井、石川、富山、鳥取、島根、岡山、廣島、和歌山、德島、香川、愛媛、高知各府縣	七五	八四	九六	一〇九	一三	一四	一五九	一七八
全國	六五	七〇	八〇	九〇	一〇〇	一一〇	一二〇	一三五

別表

工場未經驗勞働者（女子）初給賃金基準額

府縣名＼年齡別	十二歲以上十四歲未滿	十四歲以上十六歲未滿	十六歲以上十八歲未滿	十八歲以上二十歲未滿
東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡	82 六五 48	88 七〇 52	95 七五 55	109 八五 61

二、鑛山坑內夫

備考　日本數字は標準額を算用數字は最高額又は最低額を示すものとす

事業別	年齡階級	定額請負の別	石炭山 北海道 最高	最低	標準	石炭山 長崎、山口、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩各縣 最高	最低	標準	石炭山 東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、愛知、靜岡、山梨、岐阜、長野、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、京都、大阪、兵庫、奈良、三重、滋賀、福井、石川、富山、鳥取、島根、岡山、廣島、和歌山、德島、香川、愛媛、高知各府縣 最高	最低	標準	金屬山其の他の非金屬山 北海道 最高	最低	標準	金屬山其の他の非金屬山 長崎、山口、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩各縣 最高	最低	標準	金屬山其の他の非金屬山 東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、愛知、靜岡、山梨、岐阜、長野、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、京都、大阪、兵庫、奈良、三重、滋賀、福井、石川、富山、鳥取、島根、岡山、廣島、和歌山、德島、香川、愛媛、高知各府縣 最高	最低	標準
未滿十六歲	滿十六歲以上	定額	三三五錢	一三五	一八〇	二〇〇	一三〇	一六〇	一七五	一〇五	一四〇	一五〇	九〇	一二〇	一三八	七五	一〇〇	一三五	八三	一二〇
		請負	二八一錢	一六九	二三五	二八一	一六九	二三五	二三一	一三九	一八五	一七五	一三一	一七五	一九四	一四〇	一七五	一九四	一二六	一五五
未滿十七歲	滿十七歲以上	定額	二三八錢	一四三	一九〇	二一三	一三八	一七〇	一八八	一一三	一五〇	一三〇	九八	一三〇	一三八	八三	一一〇	一三八	九〇	一二〇
		請負	二九四錢	一七六	二三五	二九四	一七六	二三五	二四四	一四六	一九五	一八五	一三九	一八五	二〇六	一二四	一五〇	二〇六	一三四	一六五
未滿十八歲	滿十八歲以上	定額	二五〇錢	一五〇	一八〇	二三五	一三五	一八〇	二〇〇	一二〇	一六〇	一四〇	一〇五	一七五	一五〇	九〇	一三〇	一五〇	九八	一三〇
		請負	三〇六錢	一八四	二四五	三〇六	一八四	二四五	二五六	一五四	二〇五	二四四	一四六	二四四	二〇〇	一二〇	一六〇	二〇〇	一三一	一七五
未滿二十歲	滿二十歲以上	定額	二六三錢	一五八	二一〇	二三八	一四三	一九〇	二二三	一三八	一七〇	一八八	一一三	一五〇	一六三	九八	一三〇	一六三	一〇五	一四〇
		請負	三一九錢	一九一	二五五	三一九	一九一	二五五	二六九	一六二	二一五	二五六	一五四	二〇五	二二三	一三八	一七〇	二二三	一三九	一八五

備考　日本數字は標準額、算用數字は最高額及最低額を示すものとす

年齡別	鑛山監督局別 札幌	福岡	東京	大阪	全國
十二歲以上十四歲未滿	84	84	78		72
	七〇	七〇	六五		六〇
	51	51	47		43
十四歲以上十六歲未滿	95	95	89		83
	七五	七五	七〇		六五
	55	55	51		47
十六歲以上十八歲未滿	108	101	95		89
	八五	八〇	七五		七〇
	62	59	55		51
十八歲以上二十歲未滿	120	114	101		95
	九五	九〇	八〇		七五
	70	66	59		55

鑛種別：石炭山金屬山其の他の非金屬山　石油山

別表

鑛山未經驗勞働者（女子）初給賃金基準額

坑外夫

北海道、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山、岐阜、靜岡、三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、廣島、山口、愛媛、長崎	青森、岩手、宮城、秋田、山形、石川、福井、山梨、長野、鳥取、島根、德島、香川、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿兒島、沖繩
76	67
六〇	五五
44	40
82	76
六五	六〇
48	44
89	83
七〇	六五
51	47
96	90
七五	七〇
54	50

備考　日本數字は標準額、算用數字は最高額及最低額を示すものとす